

印西市と東京ガス株式会社との
カーボンニュートラルなまちづくりに向けた連携協定書

印西市（以下「甲」という。）及び東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、カーボンニュートラルなまちづくりを実現するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) カーボンニュートラルなまちづくりに向けた取組のトータルコーディネートに関する事項
- (2) エネルギーの地産地消に関する事項
- (3) 個人、事業者への太陽光発電設備の普及に関する事項
- (4) 低炭素エネルギーの調達と公共施設への供給に関する事項
- (5) エネルギーデータの活用によるエネルギー利用の最適化に関する事項
- (6) 学校等における環境エネルギー教育や食育を通じた啓発活動に関する事項
- (7) カーボンニュートラルなまちづくりに向けた取組における専門的人材の支援強化に関する事項
- (8) 地域目線によるカーボンニュートラルなまちづくりに関する新たな価値の創出及び魅力の情報発信に関する事項
- (9) その他住民サービスの向上や地域のレジリエンス強化等カーボンニュートラルなまちづくりに関する事項

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上、別途書面にて定めるものとする。

（協定の見直し）

第2条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容に付き変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中であるか有効期間満了後であるかを問わず、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本協定に基づく活動に必要な範囲内において、自己の関連会社及び子会社に対して、前項と同様の義務を負わせることを条件に、甲から知り得た秘密情報を開示することができる。

（疑義の解決）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に付き疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 8年 1 月 29 日

甲 千葉県印西市大森2364-2

印西市

印西市長 藤代 健 吾



乙 東京都港区海岸1-5-20

東京ガス株式会社

代表執行役社長 笹山 晋

